

第31回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年1月10日(金)

午前8時55分～午前9時30分

2. 場 所 遠賀町役場

車庫棟2階 第6会議室

第31回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和2年1月10日(金) 午前8時55分～午前9時30分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(13名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	瓜生	保司
委員	4番	米田	かおる
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	芳村	正博
委員	7番	松井	悟
委員	8番	花川	健二
委員	1番	秦	茂美
委員	2番	古野	一寿
委員	3番	高崎	洋介
委員	4番	舛添	博孝(欠席)
委員	5番	小西	好信
委員	6番	高山	和幸(欠席)
委員	7番	柳野	照紀

4. 1月の農業相談委員

7番 松井 悟
8番 花川 健二

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 農地法第5条の3第1項の規定による届出について
(公共事業)
- ② 農地法第5条の3第1項の規定による届出について
(公共事業)
- ③ 農地法第5条の3第1項の規定による届出について
(公共事業)
- ④ 農地法第5条の3第1項の規定による届出について
(公共事業)
- ⑤ 農地法第5条の3第1項の規定による届出について
(公共事業)
- ⑥ 公共事業に関する農地の一時利用届出書
- ⑦ 公共事業に関する農地の一時利用届出書
- ⑧ 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 賃借料情報について
- ② 研修会のお知らせ
- ③ 令和2年度総会等日程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	福島	智靖

開 会 8 時 5 5 分

議長

おはようございます。

私達の任期もあと半年ということで、各地域におきましては後任の選考に入っている段階かと思えます。色々とアドバイス等しながらスムーズに移行できるように7月まで頑張っていこうと思えますのでよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中5名

の出席となっております。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただいまより第31回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は7番松井 悟委員、8番花川健二委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農用地利用集積計画関係1件となっております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します

議長 現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明してもらったところですが、本日は現地調査を伴う案件がなく、報告案件①～⑤の転用届については、先月の総会にて現地調査をした箇所であり、報告案件⑥～⑧についても、一時利用であることから、差支えなければ、現地調査は省略させていただきます。よろしいでしょうか。

【異議なし。】の声

それでは、付議案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件①農用地利用集積計画の承認についてでございます。通常の利用権設定分で、今回は13件、面積24,624㎡についての承認を求めます。

議長 ありがとうございます。それではこれから審議に入ります。本件について発言のある委員は挙手願ひします。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

それでは報告案件について、事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の2ページをご覧ください。
報告案件①農地転用届についてでございます。
公共事業に伴う農地転用案件で、農地法による許可を要しない転用でございますので報告案件として取り扱っております。
届出人は北九州県土整備事務所長 佐野修司氏で、届出農地は4ページの字図にありますように、大字別府字水牟田下3378番3 他3筆、地目が田、合計面積が256㎡で、農地区域は農業振興地域外の第3種農地です。
所有者は●●にお住まいの●●●●氏 外2名です。
転用目的は県営の河川工事です。

続きまして議案書の7ページをご覧ください。
報告案件②農地転用届についてでございます。
公共事業に伴う農地転用案件で、農地法による許可を要しない転用でございますので報告案件として取り扱っております。
届出人は北九州県土整備事務所長 佐野修司氏で、届出農地は9ページ字図にありますように、大字別府字千代丸下2820番6 他3筆、地目が田、合計面積が389㎡で、農地区域は農業振興地域外の第3種農地です。
所有者は●●●にお住まいの●●●●氏です。
転用目的は県営の河川工事です。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

報告案件③農地転用届についてでございます。

公共事業に伴う農地転用案件で、農地法による許可を要しない転用でございますので、報告案件として取り扱っております。届出人は北九州県土整備事務所長 佐野修司氏で、届出農地は14ページ字図にありますように、大字別府字千代丸下2823番、地目が田、面積が327㎡で、農地区域は農業振興地域外の第3種農地です。

所有者は●●にお住まいの●●●●氏です。

転用目的は県営の河川工事です。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。

報告案件④農地転用届についてでございます。

公共事業に伴う農地転用案件で、農地法による許可を要しない転用でございますので、報告案件として取り扱っております。届出人は北九州県土整備事務所長 佐野修司氏で、届出農地は19ページ字図にありますように、大字別府字千代丸下3380番3、地目が田。面積が6㎡で、農地区域は農業振興地域外の第3種農地です。

所有者は●●●にお住まいの●●●●氏です。

転用目的は県営の河川工事です。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告案件⑤農地転用届についてでございます。

公共事業に伴う農地転用案件で、農地法による許可を要しない転用でございますので、報告案件として取り扱っております。届出人は北九州県土整備事務所長 佐野修司氏で、届出農地は24ページ字図にありますように、大字別府字千代丸下3379番4 外1筆、地目が田、合計面積が128㎡で、農地区域は農業振興地域外の第3種農地です。

所有者は●●にお住まいの●●●●氏です。

転用目的は県営の河川工事です。

これらに関しましては先月総会でご覧いただいたかと思いますが、すでに工事に入っております。県の方の書類が遅れていたということで今回の報告となっております。

続きまして、議案書の27ページをご覧ください。

報告案件⑥公共事業に関する農地の一時利用届書についてでございます。

届出人は北九州市小倉北区の●●●●株式会社 代表取締役●●●●氏、届出農地は29ページの字図にありますように、大字別府字門前2860番、地目が田、面積が1,084㎡、農地区域は農業振興地域外の第3種農地です。

所有者は●●にお住まいの●●●●氏で、一時利用目的は県営工事である戸切川第一水牟田下井堰下部工工事に伴う資材置場。一時利用期間は令和2年3月31日までとなっております。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。

報告案件⑦公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。

届出人は北九州市小倉北区の●●●●株式会社 代表取締役●●●●氏、届出農地は33ページの字図にありますように、大字別府字門前2861番、地目が田、面積が951㎡です。農地区域は農業振興地域外の第3種農地です。

所有者は●●にお住まいの●●●●●氏で、一時利用目的は県営工事である戸切川第一水牟田下井堰下部工工事に伴う資材置場。一時利用期間は令和2年3月31日までとなっております。一時利用開始は先程もそうですが2019年11月1日からということ、転用と同様に県の方から指導が遅れたということになっておりまして、基本的には一緒のものになっております。

続きまして、議案書の35ページをご覧ください。

報告案件⑧公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。

届出人は北九州市小倉北区の●●●●株式会社 ●●●●●●●●●●センター長 ●●●●●氏。

届出農地は37ページの字図にありますように、大字今古賀字砂田656番1 外2筆、地目が田、合計面積が1,204㎡、農地区域は農業振興地域外の第3種農地です。

所有者は●●●にお住まいの●●●●氏で、一時利用目的は、芦屋の方から以前より行っております古月芦屋線電線外改修工事に伴う工事用地で、一時利用期間は令和2年4月30日ま

でとなっております。

40ページが工事用地の利用計画図となっております。

続きまして、議案書41ページをご覧ください。

報告案件⑨農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

利用権の合意解約ですが、6件、合計3,670㎡が出てきております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

報告案件について、質疑、意見がございますか。

すべて公共事業ということで現地調査は省略しております。

年度内または4月いっぱいの特期間の利用ということでよろしく申し上げます。

【ありません。】の声

無いようですので、ここで少し昨日から今日にかけて新聞報道で賑わっております、大阪での耕作放棄地の不正転用について。遠賀町も多少こういった噂がありますが、地区のパトロール等をして、一時転用などそういった不正が見受けられたら早めに対応したいと思っております。地区のパトロールを続けて目を光らせていただきたいと思います。明らかに不正に近いような申請が出てきたりしておりますが、早めに対応すれば何とかなると思われますので、日頃からの活動をよろしく申し上げます。

それではその他の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局

賃借料情報について説明。質疑応答。

研修会について説明。出欠確認。

来年度の農業委員会の総会の日程について説明。

次期体制について説明。

事務局からは以上です。

議長 皆さまの方から何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第31回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 9 時 3 0 分